



自転車Q&A①

～自転車運転者講習～



Q 自転車運転者講習って何？

A 改正道路交通法の一部が施行されたことにより、平成27年6月1日から開始されたもので、自転車の運転に関して**特定の危険行為**を**3年以内に2回以上**繰り返した者について、都道府県公安委員会が自転車運転者講習の受講を命ずることができるものです。

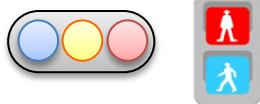
※ 受講命令違反…5万円以下の罰金。 ※ 14歳以上が対象

Q 特定の危険行為って何？

A 以下の14類型を指します。

① 信号無視 (法第7条違反)

赤・黄信号無視や、赤信号点滅時の一時不停止等の行為



② 通行禁止違反 (法第8条第1項違反)

歩行者用道路など、道路標識で自転車の通行が禁止されている道路や場所を通行する行為



③ 歩行者用道路での車両の義務(徐行)違反 (法第9条違反)

自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際に、歩行者に注意しない又は徐行しないといった行為

④ 通行区分違反 (法第17条第1・4・6項違反)

車道と歩道等が区別されている道路で、歩道を通行したり、道路(車道)の右側を通行する行為

※ 通行可能な歩道を通行する場合を除く。

⑤ 路側帯における通行方法違反 (法第17条の2第2項違反)

左側の路側帯で、歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為

⑥ シャ断踏切立ち入り (法第33条第2項違反)

シャ断機が閉じていたり、閉じようとしていたり、警報器が警報しているときに踏切に入る行為



⑦ 交差点安全進行義務違反等 (法第36条違反)

信号のない交差点において、
・ 左方から進行してくる車両等
・ 優先道路を通行する車両等の進行を妨害したり、交差点に入るときに安全な方法・速度で進行しないなどの行為

⑧ 交差点優先車妨害等 (法第37条違反)

交差点で右折するとき、その交差点で直進や左折しようとする車両等の進行を妨害する行為

⑨ 環状交差点通行車妨害等 (法第37条の2違反)

環状交差点において、交差点内を通行する車両等の通行を妨害したり、進入時に徐行しないなどの行為



⑩ 一時不停止 (法第43条違反)

交差点に一時停止標識が設置されている場合に、
・ 標識を無視して、交差点へ進入
・ 交差道路の車両の進行を妨害する行為



⑪ 歩道における通行方法違反 (法第63条の4第2項違反)

通行可能な歩道の通行時に、
・ 車道寄りの部分を徐行しない
・ 歩行者の通行を妨害しそうなのに一時停止しないなどの行為



⑫ 制動装置不備自転車運転 (法第63条の9第1項違反)

ブレーキ装置がなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為



⑬ 酒酔い運転 (法第65条第1項違反)

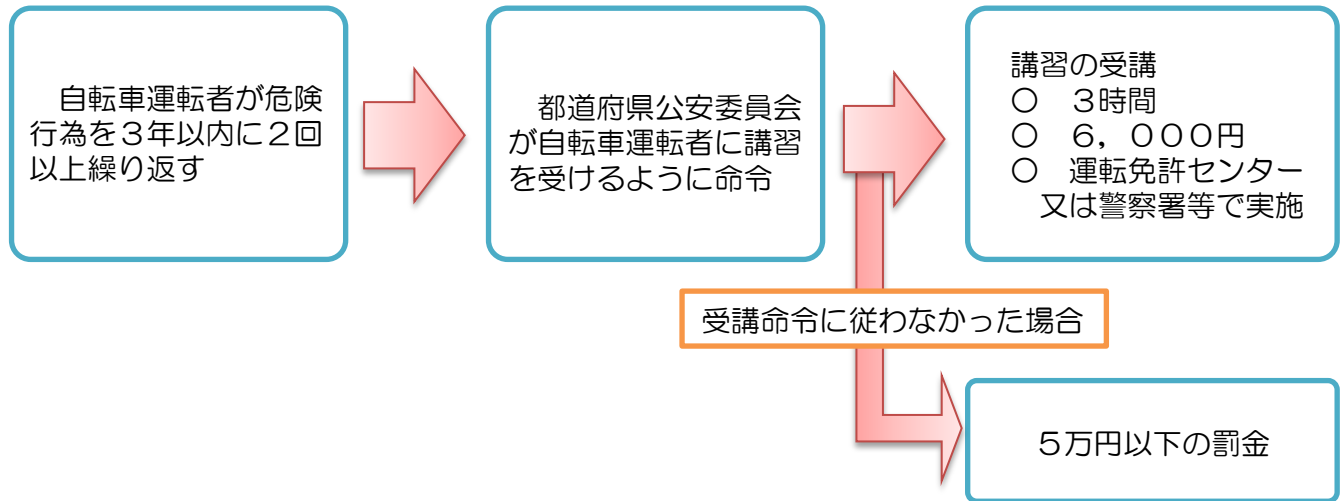


⑭ 安全運転義務違反 (法第70条違反)

ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また、他人に危害を及ぼすような速度と方法で運転する行為
※ ながら携帯での事故を含む。

講習の対象となる危険行為は以上の14類型ですが、これ以外の傘差し運転や携帯電話の違反行為等でも指導取締りを行っています。

Q 講習を受けるまでの流れは？



自転車事故で高額賠償を命じられた判決例

賠償額	判決	内容
約9,500万円	神戸地裁 (平成25年)	小学5年生の男児が散歩中の女性と衝突。障害が残るけがを負わせる。
約9,300万円	東京地裁 (平成20年)	男子高校生が歩道から車道を斜め横断し、男性と衝突。障害が残るけがを負わせる。
約6,800万円	東京地裁 (平成15年)	男性がペットボトルを片手に交差点に進入し、横断中の女性と衝突。死亡させる。
約5,400万円	東京地裁 (平成19年)	男性が信号無視して交差点に進入し、横断中の女性と衝突。死亡させる。
約5,000万円	横浜地裁 (平成17年)	女子高校生が夜間、無灯火で女性と衝突。障害が残るけがを負わせる。

岡山県自転車安全利用5則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転、2人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライト点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 運転中の携帯電話・傘差し運転の禁止
- ⑤ 子どもはヘルメット着用

自転車は便利で楽しい乗り物です。しかし、ルールを守らないと、自分がけがをしたり、車やほかの人とぶつかったりする**危険な乗り物**になることもあります。また、加害者になれば**高額な賠償金**の支払いを命じられることもあります。自分自身を守るためにも、ルールを守って安全に自転車に乗りましょう！！

